「被災地民児協支援金」運営要綱

(目 的)

第1条 本制度は、災害の発生により被害を受けた地域において、民生委員・児童委員への「見舞金」および民生委員・児童委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用および活動費用の一部を支援するための資金(以下「一次支援金」という)ならびに、復興支援活動等を行う民生委員児童委員協議会(以下「民児協」)に対する活動費用の一部を支援するための資金(以下「二次支援金」という)を援助することを目的とする。

(対象災害)

第2条 本制度の対象とする災害は、災害対策基本法に規定され、かつ、災害救助法が適用 された災害もしくはそれに準ずる災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助 等に関する法律に基づいて政令で指定された災害等)とする。

(見舞金の支給決定および送金)

- 第3条 第2条の適用地域において死傷された民生委員・児童委員への見舞金は、都道府県・指定都市民児協会長の申請に基づき、別表1により速やかに支払うものとする。 なお、申請は、災害発生後一年以内に行うこととする。
 - 2 見舞金は、当該都道府県・指定都市民児協を通じて、当該委員又は当該委員の家 族に送金されるものとする。

[別表1]

①死亡・行方不明	50 万円
②負傷•疾病	5~15 万円

(支援金)

- 第4条 支援金は、一次支援金および二次支援金とする。
 - 2 災害により被害が発生した場合には、都道府県・指定都市民児協の意向を踏まえ、 一次支援金を送金する。その後、支援活動の状況等、必要に応じて二次支援金を送 金する。

(一次支援金の基準および使途)

- 第5条 一次支援金は、民生委員・児童委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ 即応的に要する初動体制の費用等の一部を支援するなど、本制度の趣旨に合致する 範囲で活用する。
 - 2 一次支援金額は別表2に定める基準による。
 - 3 その使途については送金・配分先の民児協の決定によることを原則とする。

〔別表 2〕

一次支援金は下表①と②の合計額とする

- ① 当該災害によって災害救助法が適用され、相当数の世帯に被害を生じた市区町村 数に 10 万円を乗じた金額
- ② 都道府県・指定都市民児協活動費として 10 万円(都道府県・指定都市内で同一 災害により複数の市区町村に被害が生じた場合)

(一次支援金の支給決定)

- 第6条 一次支援金は、本会正副会長が災害被害の発生を確認した後、第4条2項および第 5条に定める基準に基づき、可能な限り迅速に送金し、理事会に報告する。
 - 2 災害の規模や被災地域の範囲により、第5条に定める基準によることが適当でないと考えられるときは、その都度理事会において協議、決定する。

(一次支援金の送金および受領報告等)

- 第7条 一次支援金は、当該都道府県・指定都市民児協に送金する。
 - 2 被災市区町村民児協への配分金額は、都道府県・指定都市民児協において決定し、 当該市区町村民児協に送金する。
 - 3 当該都道府県・指定都市民児協会長は、所定の様式により受領書を本会会長宛て に提出する。

(二次支援金の基準および使涂)

- 第8条 二次支援金は、災害復興に向け民児協が行う救援活動等の費用の一部を支援する等、 本制度の目的に合致する範囲で活用する。
 - 2 二次支援金は、原則として第4条に定める一次支援金の支給対象となった市区町 村の民生委員定数×@3,000円を基準とする。
 - 3 配分金額の使途については都道府県・指定都市民児協の決定によることを原則とする。

(二次支援金の支給決定)

- 第9条 二次支援金は、被災地において復興に向けた継続的な民児協活動が行われる場合の 活動費等に充てるものとして、第8条第2項に定める基準額ならびに当該都道府 県・指定都市民児協等による調査報告ならびに全民児連による現地調査等を参考と し、理事会において支給額を決定する。
 - 2 二次支援金の送金にあたっては、都道府県・指定都市民児協から必要な書類を徴するものとする。

(二次支援金の送金および受領報告等)

- 第10条 二次支援金は、当該都道府県・指定都市民児協に送金する。
 - 2 当該都道府県・指定都市民児協会長は、所定の様式により受領書および活動報告書を本会会長宛てに提出する。

(財 源)

- 第 11 条 本制度の財源は、全国民生委員児童委員連合会の「特別事業資金 被災地民児協 支援金」によるものとする。
 - 2 本会は、災害発生時速やかに助成を行うため、本支援金口座を常に開設し、募金への協力について周知を図る。

(その他)

- 第12条 災害の規模や被災地域の範囲により、長期にわたる継続的な活動助成が必要な場合や、第11条に定める本支援金口座の残高を超える支援金が必要な場合など、本要綱の定めにない事項については、その都度理事会において協議、決定する。
 - 2 大規模災害が発生した場合には、全国民生委員互助共励事業における「災害見舞」の給付金に充当するために、理事会の協議を経て「特別事業資金 被災地 民児協支援金」から互助共励事業会計への資金の繰り入れを行うことができる こととする。
 - 3 本会役員等による被災地の状況や被災地民児協の状況を把握するための現地調査に係る旅費および被災地民児協支援を目的とする諸会議に出席するための被災地民児協役員等の旅費等の経費を被災地民児協支援金から支出することができる。
- 附 則1 平成30年9月6日制定、即日施行
 - 2 平成30年4月1日以降に発生した災害からさかのぼって施行することとする。
 - 3 令和2年3月2日全面改正、同年4月1日施行
 - 4 令和4年3月1日一部改正、同年4月1日施行
 - 5 令和6年6月5日一部改正、即日施行